

令和5年度 第3回公立大学法人岐阜県立看護大学経営審議会 議事録

- 1 日 時 令和5年12月19日(火) 10:27～11:10
- 2 場 所 公立大学法人岐阜県立看護大学 会議室1
- 3 出席者 北山理事長、森委員、松下委員、土井委員、松井委員、田村委員、大塚委員、
佐藤委員
事務局 小原総務課長、清水学務課長、齊藤主査、大野主事
欠席者
- 4 議事概要
令和5年度第2回議事録(案)について
事務局より資料1に基づき説明がなされ、案のとおり承認された。

審議事項

- (1) 令和5年度収支補正予算について
事務局より資料2に基づき説明がなされ、審議の結果、案のとおり承認された。
審議における発言は以下のとおりであった。
 - 常勤職員の代替として常勤契約職員を充てた措置は今年度限りのものであるか質問があり、病気休職中の職員の代替であり、次年度以降の状況は現時点では不明であるが、代替措置については今年度限りを想定していることが説明された。
- (2) 令和6年度予算編成方針について
事務局より資料3に基づき説明がなされ、審議の結果、案のとおり承認された。
審議における発言は以下のとおりであった。
 - 光熱水費高騰に係る県からの財政支援実現可能性について質問があり、光熱水費の高騰は第3期中期期間開始前には想定されていなかったこと、昨年度は光熱水費の高騰分のうち大部分が県から交付されたことが説明された。
 - 国や県の補助事業についてこれまでどのような事例があるか質問があり、コロナ禍においてICT機器を導入する際に県から補助金が交付されたことが説明された。
 - 使用する文言について協議ではなく要請とすべきではないかとの意見があり、文言を修正することを検討することとなった。
- (3) 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について
- (4) 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について
- (5) 公立大学法人岐阜県立看護大学特任教授の就業等に関する規則の一部改正について
- (6) 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬・退職手当の支給基準の変更について

事務局より資料4、資料4-2、資料4-3、資料5、資料5-2、資料5-3、資料6、資料6-2、資料7、資料7-2に基づき説明がなされ、審議の結果、案のとおり承認された。

報告事項

- (1) 債務負担行為について
- (2) 懲戒処分の公表基準について

事務局より資料8、資料9に基づき報告された。

全体意見交換

- 職員就業規則の中でハラスメント行為による処分は規定されているか質問があり、就業規則及び懲戒処分の指針で規定されているが、今後内容を細分化していくことを検討する予定であることが説明された。
- 看護学を志望する学生や出願状況の傾向について質問があり、看護学を志望する学生は全体的に減少傾向にあること、本学においても同様の傾向は見られるが、昨年度については一昨年度と変わらない志願者数を確保できている状況であること、今後は高校生に限らず、さらに若い世代にも働きかけを行っていくことが説明された。
- 大学院前期課程を志望する学生が減っているのは全国的なものなのか、それとも周辺地域でのものなのか、またどのようなことが要因として考えられるのか質問があり、コロナ禍になり、現場の業務量が増え働きながら大学院で学ぶ余裕がないことが考えられる。また、県内に看護学の修士課程を持つ大学は増えているが、助産師等の資格取得が主であり、本学の博士前期課程の学生募集に影響はあまりないことが説明された。

5 閉 会